

## 第2編 Q & A 編

## 1 公共調達制度改革全般

Q 公共調達制度改革はなぜ行ったのですか？

官製談合がきっかけならば、県が襟を正せばよいのではないですか？

新公共調達制度は、職員の規律の向上は当然ですが、①効率性の向上、②品質の確保とともに県内の重要な産業である③県内建設業者の育成を目的とした制度です。

平成19年6月に新公共調達制度を発表し、約1年間の準備期間を経て、平成20年6月から実施しました。制度の3つの目的が達成でき、また県民の信頼に応えられるよう今後も取り組んでいきます。

Q どうして指名競争を廃止し、一般競争入札にしたのですか？

談合の温床となりやすい指名競争入札を廃止し、発注者の恣意性を徹底的に排除するとともに、透明性、公平性、競争性を高めるために一般競争入札を全面導入することとしました。

Q 新「業者評価制度」は、なぜ導入したのですか？

平成20年5月までは、予定価格5,000万円未満の工事は「指名競争入札」でしたので、不良不適格業者を”指名”しないことで、入札から排除することも可能でした。しかし、「条件付き一般競争入札」では、入札参加資格を有している方は、ランク等の条件さえ満たせば、誰でも入札に参加することができます。

その結果、暴力団関係企業や施工能力に欠ける業者が公共工事に参入してくる恐れもあります。

このため、これまで以上に厳格な資格審査を行い不良不適格業者を排除するとともに、地域の優良業者が正当に評価される新「業者評価制度」の導入が必要なのです。

Q 一般競争入札だと、不良不適格業者が工事を受注して、工事の品質が低下しませんか？

まず資格審査の段階で、新業者評価制度により不良不適格業者の排除に努めるとともに、過去の工事成績や技術者の在籍状況を加味した格付けを行っています。さらに、大規模な工事(予定価格3,000万円以上)には、総合評価落札方式を導入し、一層の品質の確保に努めています。そして、工事成績評定点を次回の格付け審査に利用することにより、低品質の工事を行った事業者は不利となるしくみとなっています。

もちろん施工途中の工事監理を徹底するとともに、工事成績評定点が55点未満の場合は、一定期間ランクダウンとするペナルティも課すこととしています。

Q 一般競争入札だと、地域でがんばっている優良業者が淘汰されるようなことになりませんか？

一般競争入札の実施にあたって、新業者評価制度を導入し、規模の大小等、特定の事業者が有利になるものではなく、真面目に一生懸命努力されている事業者が正当に評価される制度であると考えています。

Q 格付けの取り消しやランクダウンなど、罰則の項目も増えています。  
新公共調達制度は、建設業者を処分することが目的なのですか？

一般競争入札では、資格審査を厳格に行っても、不良不適格業者が参入する恐れがあります。「指名競争入札」では、著しく粗雑な工事を行った場合や、営業所の実態に問題がある場合は、指名を行わないことで入札から排除することもできますが、「一般競争入札」では、これらの問題のある建設業者の入札参加を防ぐことができません。

このため新しく罰則の項目を追加したものであり、真面目な建設業者を守るためのしくみとお考え下さい。

Q 一般競争入札や新業者評価制度を導入するにあたって、県民の意見を聞いたのですか？

制度の検討段階で、素案を発表し40日間にわたってパブリックコメントを実施しました。その結果、68者からご意見をいただきました。内訳は、建設業者が43、建設業協会等の建設業関係団体が11、その他の方々が14となっています。なお、ひとりの方が複数の意見を提出されるケースも多く、延べ意見数は、227件となっております。

また、制度導入にあたっては県内各地で100回以上の説明会を開催し、様々なご意見もいただいた上で、内容を決定してきたところです。

Q これからも、建設業者・建設業界の意見を聴く機会は作るのですか？

公共調達制度がよりよい制度となるためには、発注者である県、工事を施工する建設業者、そして受益者である県民の皆様、この三者が常に建設的な議論を行い、問題点を迅速に解決することが必要です。

これからもできるだけ多くのご意見をお伺いながら、さらに良い制度にしていきたいと考えています。

## 2 新業者評価制度

Q 新業者評価制度の特徴は何ですか？

新業者評価制度の特徴は、下記の3点です。

- ①一般競争入札の全面実施に対応するため、不良不適格業者排除方を強化したこと
  - 暴力団対策として、株式を5%以上保有する株主を調査対象に含めた
  - ペーパーカンパニー対策として、営業所の実態が乏しい業者に対しての格付けの取消、自社施工率の著しく低い業者に対しての格付けの取消を導入
- ②工事の品質を確保するため、施工能力にかかる評価点数を高めたこと
  - 技術者に対する評価を大幅に増やした
  - 県発注工事の成績による評価を、これまでの2倍にした
  - 著しく工事成績が悪い場合は、ランクダウンとする制度を導入
- ③県内優良業者を育成するため、「地域社会の要請に応える」項目を大幅に増やしたこと
  - 災害時に役立つ重機等を自己保有している点を評価する
  - 災害時に役立つ仮設資材を自己保有している点を評価する
  - 冬期道路管理等の業務を行うことを評価する

Q 新「業者評価制度」では、審査項目が増えていますが経費のかかるものばかりです。資金力のある大きな企業が有利となり、中小零細業者にとっては不利な制度ではないのですか？

今回の新「業者評価制度」は、県内の建設業者の方々が対象であり、県外に本店のある大企業は対象ではありません。

また、今回の新「業者評価制度」では、法令遵守の取組や災害時等の緊急対応など、経費を必要としないものも加点対象となっています。さらに、工事成績で高い得点を取ることや、優良工事表彰を受けることは、企業規模の大小に関わらず、技術力があれば可能です。

つまり、今回の制度は、規模の大小にかかわらず、技術力があり、真面目に工事を行う事業者が有利となる制度なのです。

Q 入札参加資格申請を行うために、なぜ250万円を超える施工実績が必要なのですか？

一般競争入札では、建設業許可を取得し入札参加資格を得さえすれば、その業種の専門外の業者であっても入札に参加する可能性があります。極端な場合、その業種の施工実績が0円であっても入札に参加することも可能です。このため、業種ごとに一定額以上の施工実績を入札参加資格審査申請の条件にしなければ、その業種の施工能力に欠ける業者が参入し、落札する恐れがあります。

業種ごとに250万円を超える施工実績を条件として設けることは、それぞれの業種ごとに優良な建設業者を守るために必要な条件なのです。

Q 独禁法の遵守体制とは、具体的にどのようなものなのですか？

- ① コンプライアンス・マニュアルを策定していること
- ② 研修、講習会等を実施または参加等したことがあること
- ③ 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること
- ④ 相談・通報等の窓口を設置していること

以上、全てに該当する場合、遵守体制が整備されているものとします。

Q 暴力団等排除への取組とは、どういうことをすればよいのですか？

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが和歌山県公安委員会から委託を受け、県内各地で行っている「不当要求防止責任者講習」を受講し、講習の内容に沿って社内体制を整えた場合、取組を行っているものとします。

Q 「暴力団関係者等」とは具体的にどのような者を意味しているのですか？

和歌山県暴力団排除条例第6条の規定で、県が実施する入札に参加させないための措置を講じる対象とされている、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のことです。

Q 入札参加資格審査の申請のために必要な条件に「株主についても暴力団関係者等でないこと」という項目がありますが、役員だけでは不十分なのですか？

建設業の許可にあたっては、個人事業主や法人役員等について、県警察本部と連携して暴力団等との関連を確認し、排除に努めています。

しかし、役員には就任せず、株式を所有することにより実質的に経営に参加している場合も想定されるため、株式を5%以上保有する株主も審査の対象に含めています。

Q 災害復旧への貢献として、重機をなぜ評価対象とするのですか？

和歌山県は山間部が多く、台風や大雨等の際には、土砂崩れや倒木、路肩の決壊等の災害が発生し通行止めになる場合も多くあります。このような場合には、緊急な対応が必要ですが、実際に作業が可能な建設業者はバックホウやダンプトラック等の重機を自己所有している建設業者の皆様です。

そのため、地域社会の安全・安心を支え、地域社会の要請に応える企業として、バックホウ等の重機を所有している建設業者の方を評価することとしたものです。

Q. 重機の中でもバックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックを評価対象とした理由は何ですか？

バックホウやトラクターショベルは、土木工事を施工する際の建設機械として一般的であるため、評価の対象としました。また、ダンプトラックは土砂等を運搬するために必要なため、評価の対象としたものです。

各建設機械の規格等については、一般的に使用されている規格としました。

Q. バックホウの容量を0.11m<sup>3</sup>(旧JISO, 10m<sup>3</sup>)以上としている理由は何ですか？

以前は0.45m<sup>3</sup>以上のバックホウを評価対象としていましたが、もっと小さい重機でも災害時の復旧活動に有用と判断したため、評価の対象としたものです。

Q. バックホウ、又はトラクターショベルとダンプトラック両方所有しないと評価しないのはなぜですか？また、重機の回送車を条件としたのはなぜですか？

土砂崩れの際等は、土砂を積み込む重機(バックホウやトラクターショベル)と土砂を運ぶ車両(ダンプトラック)が必要です。このため、重機と車両の両方を所有していない場合は、複数の建設業者に依頼する必要があります。

夜間等の緊急時に依頼する際には、両方所有している建設業者に依頼するのが最適であるため、両方を所有している場合を評価することとしたものです。

また、バックホウやトラクターショベル(クローラ型)は道路を自走できないため、回送車がなければ現場に運ぶことができません。緊急時に回送車がなければ迅速に重機を現場に搬入することできないため、回送車の所有またはファイナンスリース契約を評価の条件としたものです。

Q. 対象となる仮設資材を、H形鋼と鋼矢板に限定した理由は何ですか？

H形鋼及び鋼矢板は、汎用性があり多目的に使用可能なため、今回の評価対象としたものです。

Q. 共有している資材は、評価の対象とはならないのですか？

単独で所有している場合のみを、評価対象としています。

共有であっても災害時の有用性に変わりはないのですが、何名の共有までを評価するのか、又、団体の所有でも全会員に加点するのか、あるいは単独所有者と共有所有者に同じ加点の場合、不公平が生じる等の問題があるため、単独所有のみを評価の対象としたものです。

Q 重機や仮設資材は、本当に所有しているかどうかの確認が困難ではないですか？  
虚偽申請が横行すれば、正直に申請したものが損をすることにならないですか？

審査を厳格に行うため、法定検査の書類などを提出していただきます。さらに、抜き打ちでの現地調査も実施しています。また、虚偽の申請が判明すれば、ランクダウン等の厳しいペナルティを課すこととしています。

なお、重機や仮設資材の保有状況だけでなく、すべての入札参加業者の項目別の得点状況を、県のホームページで公表しますので、どなたでも確認することが可能になっています。

Q 重機や仮設資材の保有状況が年度途中で変動(増加あるいは減少)した場合、どうすればよいのでしょうか？

変動後、30日以内に申請を行ってください。変動に伴う再評価は、6月と12月に行います。

なお、評価基準を満たさなくなったにもかかわらず申請をしなかった場合は、ランクダウンというペナルティを受けることとなるため、ご注意下さい。

Q 重機や仮設資材は、土木工事を主とする建設業者が多く保有しています。このため、建築を主とする建設業者や専門工事業者が不利になるのではないですか？

重機や仮設資材の保有に対する加点は、土木一式工事だけに行います。

このため、重機や仮設資材を保有している建設業者が、土木一式工事以外の業種に入札参加していても、その他の業種に加点されることはありませんので、専門業者の方々が不利になることはありません。

Q 大規模災害時の応急対策業務に関する協定とはどのようなものですか？  
県は誰とでもこのような協定を締結するのですか？

大規模災害時における応急対策業務に関する協定とは、県または市町村が大規模な災害が発生した場合に建設関係団体から建設資機材や人的な応援を受けることを目的とした協定のことです。

県との協定として評価対象となるものは、協定の相手方が建設関係団体で法人格を有し、活動の範囲が特定の地域に偏らず、かつ大規模災害時に建設資機材等を県に提供し応急対策業務に協力することを受託した会員が相当数存在することなどの条件を満たすものです。

Q 災害時緊急対応への貢献を評価するのはなぜですか？

緊急対応は、夜間や降雨時の厳しい環境・条件下での作業が多く、かつ緊急の要請に基づくものがほとんどであり、地域の安全・安心を支える上で欠くことのできないものであるため、評価することとしたものです。

また、降雪時の路面凍結等の対応など不測の事態の対応をした場合についても評価することとしています。

Q 災害時緊急対応への貢献の評価は元請業者だけを対象にするのですか？

緊急対応時、元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された複数業者においても「災害時等緊急対応」の認定対象としています。

Q 災害時緊急対応の要請者を県以外も認めている理由は何ですか？

県以外の要請をも評価することは、要請者によって緊急度にばらつきが生じる可能性もあるため、これまで、県に限定していたところです。

しかし、地域社会に貢献しているという点では、市町村や国からの要請による和歌山県内での緊急対応も同様であるため、認めています。

ただし、自治会などまで上げた場合、その緊急性に相当の差がつくことも危惧されるため、国、地方公共団体、施工実績認定基準に定める法人に限定しています。

Q 災害時等緊急対応については対価(工事費)を支払っているのではないですか？

支払っているならば、評価するのはおかしくないですか？

工事費の支払いはありますが、金額は通常の工事費の算定と同じであり、緊急に対応したことに対する費用の割り増し等はありません。

また、一般的にこのような緊急対応は、厳しい条件下で危険を伴うものであり、かつ災害が予測される場合は待機を余儀なくされることも多いため評価することとしたものです。



Q 産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合とは、どのような状況をいうのでしょうか？

排出事業者(工事請負者)が自ら排出した産業廃棄物は、排出事業者自身が適正に処理することが原則となっており、主に以下の3項目が決められています。

①排出事業者が自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託しなければならない。その際、排出事業者は自己の産業廃棄物が委託基準に従って適正に処理されたかを確認すること。

②委託者と受託者が各々のマニフェスト伝票を保持すること。「委託基準」では、排出事業者に「委託契約書の5年間の保存」が義務付けられており、正本は排出者が保持し処理業者は正本の写しを保持するようになる。

③産業廃棄物管理票(マニフェスト)への記載事項は、虚偽の記載をしないこと。

従って、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合とは、これらに反した場合を指します。

Q 常時雇用者とは、どのような場合が該当するのですか？

基本的には、雇用保険に加入している正規職員です。ただし、同居の家族等で、雇用保険に加入できないケースもあり、その場合は給与支払状況等で判断しています。

Q 障害者の定義は何ですか？

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する方とします。

Q 新規卒業者の定義は何ですか？

卒業後1年未満に雇用され、かつ審査基準日まで連続して雇用されている者のうち、該当する学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日時点で4年未満の者、または該当する学科を修めて大学を卒業後、審査基準日時点で2年未満の者です。

Q なぜ、障害者や新規卒業者の雇用を評価するのですか？

障害者は就労の機会が非常に少なく、これが社会的自立を阻む原因となっているため、評価の対象としているものです。

また、県内の土木工学系学科の志願者減少原因の一つに、せっかく勉強して卒業しても就職する企業がない、ということがあります。このため、和歌山県の建設業界の技術力の確保のためには、新卒者の就職先の確保が必要であり、評価の対象としているものです。

Q 優秀施工者大臣顕彰とは何ですか？

また、優秀施工者大臣顕彰は、何年前の受賞までを評価するのですか？

優秀施工者大臣顕彰とは、国土交通大臣による、「特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者」に対する表彰制度で、平成4年度から実施されています。

優秀施工者大臣顕彰の受賞者は、全て評価の対象となります。

Q 複数の業種に入札参加資格申請をしている場合、各項目の加点は全ての業種に対して行われるのですか？

土木一式工事にのみ加点	重機の所有 仮設資材の所有 災害時等緊急対応
土木一式工事と建築一式工事、又は建築一式工事、電気工事、管工事のうち1つ若しくは2つに加点	大規模災害時の応急対策業務の取組
該当業種にのみ加点	新規卒業者雇用 工事成績 高得点工事成績 和歌山県優良工事表彰 技術者数
全業種に加点	その他の項目

### 3 格付け(ランク)

Q なぜ土木一式工事はA～Dの4ランクで、建築一式工事や電気工事、管工事はA～Cの3ランクなのですか？

土木一式工事については、従来の指名競争入札においても4区分による発注としており、円滑に新制度に移行するため引き続き4つの区分(ランク)に格付けしたものです。

建築一式工事、電気工事、管工事についても、同様にこれまでの区分の数を踏襲したものです。

なお、区分(ランク)の数については、今後の入札参加者数、総合点数の分布状況等を勘案し、変更することもあり得ます。

Q その他の業種は、どうして一つのランクしかないのですか？

入札参加資格認定者数や工事発注件数の多い4業種については複数のランクを設定しましたが、その他の業種については、入札参加資格認定者数や工事発注件数が少ないため1ランクとしています。

なお、これらの業種についても、今後の入札参加資格認定者数、発注件数、総合点数の分布状況等を勘案し、複数ランクに変更することもあり得ます。

Q ランクが一つしかないならば、「W」という格付け自体が必要ないのではないのですか？

土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事の入札参加資格認定者が「W」というランクに格付けされるので、一見、意味のない格付けとも思われるかも知れません。それならば、そもそも格付けを行う必要がないとも言えます。

しかし、今回の新制度では、不良不適格業者の排除のため、新たに「ランクダウン」という制度を設けたため、たとえたつた一つであっても、「ランク」というものを作り、すべての入札参加者を位置づけることが必要なのです。

Q 入札参加資格認定通知書に記載されている「欠格」とは何を意味するのですか？

ランク(格付け)を与えないということであり、結果として入札に参加することができません。

欠格の理由としては、営業所の実態が乏しい場合や外注費比率が著しく高いため、県工事を受注することが適当でないものとして一時取消にあたるケースと、社会保険、労働保険の未納等によるランクダウンにあたる場合の2つの原因があります。

Q ランク分けの基準点数はどのようにして決めたのですか？

従来の指名競争に活用してきたランクごとの入札参加者と、ほぼ同じ割合となるよう設定しています。

Q 土木一式工事について、直近下位のランクへの入札参加制度を導入しないのですか？

土木一式工事における入札参加者の直近下位ランクへの入札参加については、県の方針として当分の間見送ることとしており、その見直しについては、業界全体の業況を勘案した上で判断します。

Q 2年間の認定期間の途中で、ランクの見直し(再格付け)は行うのですか？

格付けの例外措置の事由を解消した場合やランクダウンの事由に該当した場合には、速やかに再格付けを行います。

また、入札参加者の皆さんの前向きな取組をできるだけ速やかに評価に反映させるため、総合点数の再算定を、6ヵ月ごとに行います。このとき総合点数がランク分けの基準点数を挟んで上下した場合には、再格付けを行います。

Q なぜ技術者1名の場合は、最下位ランクとなるのですか？

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の複数ランク設定をしている4業種については、「格付けの例外」として、技術者1名の場合は最下位ランクとしています。

これは、上位ランクの場合は、工事の施工体制を確保し、高い品質の工事を行っていただけることを期待していることによります。技術者が1名の場合は、その技術者が病気・けが等により就労ができなくなるとたちまち工事の中断につながり、長期間に及ぶ場合は契約の解除となり、完成・供用が遅れることとなってしまいます。このような不測の事態の影響を最小限にするために、技術者が1名の場合は最下位ランクとし、もっとも規模の小さい工事の受注に限定するものです。

Q 処分の方法として、格付け取消やランクダウンを導入した理由は何ですか？

これまでは、発注のほとんどが指名競争入札であったため、指名停止に至らないまでも、粗雑な工事を行ったり、営業所の実態が乏しい場合、また反社会的な企業等は、「指名を行わない」という運用も可能でした。しかし、すべての工事が一般競争入札となりましたので、これらの改善を必要とする企業を入札から排除したり、より規模の小さい工事の入札に限定するためのしくみとして導入したものです。

つまり、法令を遵守し、地域社会にも貢献する優良業者を守るための制度とお考え下さい。

Q ランクダウンに、労働保険、社会保険の保険料の未納の項目を加えた理由は何ですか？

働く人が安心して仕事ができ、また建設産業を魅力ある職場とするためには、労働安全衛生や労働者福祉の推進が重要です。法律で加入が義務づけられている社会保障制度において未納がある場合、その改善が必要であると考えますので、納付までの間、ランクダウンとしました。

Q 外注費比率とは何ですか？また、その比率が95%以上と著しく高く、かつ技術者1名の場合に欠格とする理由は何ですか？

外注費比率とは、完成工事原価のうち、下請けに出した額の割合です。

建設業法で禁止されている一括下請負とまでは言えなくても、契約した工事の大部分を下請に出すケースも時には見受けられます。県が契約の相手方に期待することは、自社による適正な施工であり、大部分を下請に施工させるようなものではありません。

外注費比率が95%以上ということは、ほとんど自社で施工していないものと考えられます。丸投げとは断定できないまでも、このようにほとんど自社施工しないブローカー的な事業者は、県工事の受注者としては適当ではないものと考え、欠格とするものです。ただし、そのような場合でも、技術力が極めて高く、施工管理を中心に行う事業者も存在する可能性もあるため、今回は技術者1名という要件を設定したものです。

なお、外注費比率と技術者の人数は、今後も検討・見直しを行います。

Q 施工体制Gメンとは何ですか？

施工体制Gメンとは、平成16年度から設置している「和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班」のことです。施工体制Gメンは、農林水産部及び県土整備部発注工事の中から抽出した工事について、施工現場に立ち入り調査を行い、現場代理人の常駐、主任（監理）技術者の専任、必要書類の整備や下請状況等を確認し、適正に工事が施工されているか確認を行っています。

Q 工事实績情報システムとはどういったものですか？登録するとどのような効果があるのですか？

工事实績情報システム(コリンズ)とは、公共工事を受注した企業がその工事の情報を登録し、それをデータベース化し、全国の公共機関が検索できるシステム(平成6年から)です。登録の内容は、工事契約時に工事名、発注機関、工事の概要等の工事内容や工事に従事する技術者等を登録し、工事完成時にも変更内容を登録することになっています。

同システムでは建設事業者及び技術者の工事の実績等が確認できるとともに、専任を求められる技術者が、他の工事と兼任していないかどうかの確認も可能です。

## 4 発注基準額

Q 発注基準額とは何ですか？

建設業者が入札に参加することができる予定価格の範囲のことです。

入札参加資格の認定に際しては、施工能力等に応じてあらかじめ事業者の格付けを行います。そして、それぞれのランクごとに競争入札を行う方法をとっています。これは、あまりに事業者間の能力に差があると、公正な競争とはなり得ないとの理由によります。ただし、入札に参加できる業者数が少ない場合は、競争性を確保するために、上位ランクからの入札参加を認めることで競争性を確保することもあります。

Q 発注基準額は、土木一式工事以外の工事についても設定されているのですか？

発注基準額は、土木一式工事以外では建築一式工事、電気工事、管工事(各3ランク)についても設定しています。

Q 発注基準額が設定されていない業種の場合、発注金額にかかわらず、入札参加が可能となるのですか？

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事以外の業種については、発注基準額は設定していません。これは、県の工事発注は、これらの4業種が多数を占めている状況にあり、これら以外の工事については、発注量、工事内容、入札参加業者数等を考慮した場合に、発注基準額の設定の必要性が低い又は困難であるため、設定していません。

ただし、工事の内容に応じて、入札時に参加条件を設定することもあります。

## 5 地域要件

Q 地域要件とは何ですか？

地域要件とは、それぞれの入札ごとに、参加することができる建設業者の本店の所在地の地域の要件を意味します。

平成20年6月の一般競争入札の全面導入に伴い、土木一式工事については、予定価格に応じて県内9ブロックから県内一円まで、あらかじめ地域要件を設定しています。

Q 地域要件を広げれば、受注競争が激化し、粗雑工事が行われたり、倒産する建設業者が増えるのではないですか？ その結果、地域によっては地元建設業者がなくなってしまい、災害が起こった時に困るのではないですか？

単に入札の競争性を高めるためであるならば、すべての工事の地域要件を県内一円とし、どこからでも入札参加できるようにすればいいのですが、建設業はそれぞれの地域の重要な産業であり、多くの人の働く場であります。また、災害時の県民の安全・安心を支える存在でもあります。災害が起こった時に、救助活動や復旧業務を迅速に行うためには、県内それぞれの地域に重機や資材を持った建設事業者がいることが必要です。もし、地域要件を設けず、すべての工事を県内一円で発注した場合、地域によっては建設事業者が激減し、災害時の対応等に支障をきたすことも危惧されます。

このため、予定価格1億円以上については、地域要件を県内一円としていますが、1億円未満の工事については、発注予定価格に応じて段階的に地域要件を設けています。なお、予定価格3,000万円未満の工事については、建設部単位での発注となっています。

Q なぜ、土木一式工事以外の業種には地域要件を設定しないのですか？

土木一式工事以外の業種は、発注件数も少ない上、工事内容が千差万別であり、あらかじめ画一的な地域要件を設定することは困難です。

ただし、すべての工事を県内一円で発注するのではなく、工事ごとに必要に応じて地域要件を設定することとしています。

Q 建設業法で定められた営業所を設けていても、その地域の入札に参加できないのですか？

地域要件は、それぞれの地域に根ざして建設業を営んでいる地元建設事業者の育成を目的として設定しているものです。これは、地域の雇用を守り、災害時等の迅速な活動を行うことができるのは、地元の建設事業者であるという考え方に基づくものです。建設業法で定められた営業所を設けているということは、営業所長や技術者等を配置していることではありますが、地域経済への貢献や緊急時等の対応という点では、やはり地元事業者と同様の活動は困難であると考えられます。

このため、営業所を設けている場合でも、その地域に本店のある企業と同様の取扱はしていません。

## 6 電子入札

Q 零細業者の中には、電子入札に対応できない場合もあるのではないですか？  
こんな場合はどうすれば良いのですか？

電子入札説明会、電子入札の練習(模擬入札)、お問い合わせ対応窓口(0120-032-092)などを通してご対応いただけるものと考えています。

Q 公共工事等電子入札システムとはどのようなシステムですか？

国土交通省や他府県の大多数で採用されている電子入札コアシステムをベースとして、和歌山県の入札制度に対応するようカスタマイズしたシステムです。

Q 説明会以外に、サポートする体制はあるのですか？

お持ちのパソコンで電子入札の練習を行っていただけるよう、模擬入札を実施しております。開催スケジュール等詳細については、技術調査課ホームページ(公共工事等電子入札システム)にて周知いたします。

また、電子入札システムの操作等に関するお問い合わせは、ヘルプデスク(0120-032-092)にて対応してまいります。

Q ICカードの取得の手続きはどうしたらよいのですか？また取得に要する期間はどれくらいですか？

電子入札に参加するためには、本県の電子入札システムに対応する民間認証局のいずれかにおいて、ICカードとICカードリーダーを通常セットで購入して頂くこととなります。

ICカードの取得には、通常1週間～10日程度(申込みが集中した場合などは1ヵ月程度と想定されます)を要し、更にお使いのパソコンの設定が必要となります。

なお、料金等については、各認証局にお問い合わせください。

Q 入札時に提出する工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致しなくても問題ありませんか。

入札時に提出する工事費内訳書の合計金額(「工事価格」欄に記載した金額。税抜)と入札金額(税抜)が一致しない場合は失格となります。



## 7 予定価格の事後公表

Q 予定価格を事後公表とすることにより、どのような効果が期待されるのですか？

予定価格の事前公表は、適正な見積もりを阻害し、過度の低入札を招いていると考えられることから、予定価格を事後公表することにより、入札参加者の適正な見積もりによる応札が行われると考えています。

Q なぜ、すべての工事の予定価格を事後公表としないのですか？

予定価格(税抜き)1億円未満の工事については、予定価格を自社見積もりの妥当性の参考としているという中小規模の事業者の意見も多いことから、規模の大きな工事から事後公表とすることとしました。

なお、平成26年4月公告分から、予定価格(税抜き)1億円以上の工事について、予定価格を事後公表としています。

Q 予定価格を事後公表とすることにより、事前に情報を仕入れようとする不正な行為が起こらないですか？

県では、平成19年4月1日から和歌山県職員倫理規則を施行し、職員に対しコンプライアンスの確立について徹底を図っているところでありますが、もし不正に情報を取得しようとする働きかけがあった場合には、監察査察制度を活用し対応してまいります。

## 8 最低制限価格・調査基準価格

Q 「最低制限価格」・「調査基準価格」は、令和4年4月1日公告分から、どのような設定(算定)方法に変更されたのですか？

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」については、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式(以下「国の算定式」)に準拠しています。

今般、「国の算定式」の見直しに合わせ、「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定式のうち一般管理費等に乗じる率を0.55から0.68に変更しました。

### 【最低制限価格を算出する場合】

(直接工事費×100%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%)  
×(1+消費税率)×ランダム係数

### 【調査基準価格を算出する場合】

予定価格(税抜き)1億円未満の総合評価落札方式を適用する工事  
(直接工事費×100%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%)  
×(1+消費税率)×ランダム係数  
予定価格(税抜き)1億円以上の工事  
(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%)  
×(1+消費税率)×ランダム係数

### <過去の変更概要>

- ・平成20年6月以降、新公契連モデルという算定方法で設定し、事後公表に変更。  
新公契連モデル: 直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%
- ・平成21年4月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を70%に変更。
- ・平成21年12月1日公告分から、県が主として実施する中小規模の工事については、直接工事費に乗じる率が国直轄工事など規模の大きい工事と比べ減額率が小さいことが判明したため、最低制限価格の算出における直接工事費に乗じる率を100%に変更。
- ・平成23年7月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を80%に変更。
- ・平成25年6月13日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、一般管理費に乗じる率を55%に変更。
- ・平成26年4月1日公告分から、消費税及び地方消費税の税率が変更されたため、算定式を変更。
- ・平成28年6月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を90%に変更。
- ・平成29年6月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、直接工事費に乗じる率を97%に変更。  
ただし、最低制限価格の算定式における直接工事費に乗じる率は、県独自の係数100%としています。
- ・令和元年6月1日公告分から、「最低制限価格」及び「調査基準価格」の設定範囲の下限値を70/100から75/100に変更
- ・令和4年4月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、一般管理費等に乗じる率を68%に変更。

Q 「調査基準価格」の適用工事について、令和元年6月1日公告分から、どのように変更されたのですか？

調査基準価格を適用する工事については、従来の予定価格(税抜き)が1億円以上の工事に加え、予定価格(税抜き)1億円未満の工事のうち、総合評価落札方式を適用する工事についても対象としました。

Q 予定価格(税抜き)1億円未満の低入札価格調査では、重点的に調査を実施するとあるが、具体的にはどのような調査を行うのですか？

下請け予定業者の見積金額等が適正であるかを、過去1年以内の取引実績の調査を行い確認することとなります。よって、取引実績の確認が出来ない場合は、失格となります。

Q 無作為(ランダム)係数は、どういう方法で算出させるのですか？  
誰かが意図的に操作をすることはあり得ないのですか？

電子入札方式については、各業者の応札時間を元に自動的に算出させ、また持参方式については電子計算機により乱数を用いて自動的に算出されます。このため、担当職員等が操作をすることはできません。

Q 低入札調査について、自社の評価順位を知ることは出来ないのですか？

低入札調査では開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札調査に着手した日以降において、当該工事の入札者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答することとしました。なお、他社の総合評価順位については回答出来ません。

Q 低入札調査について、審査を一層厳格に行うとあるが、どのような対応を行っているのですか？

現在、応札者から応札額の積算内訳書の提出を受け、設計内容に適合しているか、必要な経費が計上されているか、下請業者や資材納入業者の見積書が反映されているか等を審査し、ヒアリングの上、適正に施工できるかどうかを判断しています。

それに加え、国土交通省が実施している「特別重点調査」を導入し、一定割合を下回った応札について、応札額の積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか調査するなど厳格化を図っています。

また、平成23年4月1日からは、以下の改正を行っています。

事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取の次の開庁日までに確認資料等を提出しなかった場合は失格とすることとしました。

積算内訳書の単価が、複数の見積り等から積み上げている場合は、当該単価の単価表を作成し、単価表の備考欄に根拠となる見積り業者名や単価算定式を記載することとしました。

## 9 総合評価落札方式

Q なぜ、総合評価落札方式を導入するのですか？

価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、県にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であるとともに、効率的かつ効果的な社会資本の整備が期待されます。また、建設業者の方にとっても技術力の向上に繋がると考えています。

Q 総合評価落札方式は談合排除に効果があるのでしょうか？

総合評価落札方式は品質を確保するための手法であります。総合評価落札方式の実施により、結果として談合防止の効果が期待できると考えられます。(単なる価格あわせだけの談合は難しくなります。)

Q なぜ、予定価格(税抜き)3千万円以上の工事で実施するのですか？

新「業者評価制度」の導入により、全ての工事で一定の品質が確保されることとなります。規模の大きい工事(予定価格(税抜き)3千万円以上)については、さらに品質の確保を図るため、総合評価落札方式を導入するものです。

Q なぜ、土木一式Bランク(予定価格(税抜き)1千5百万円以上3千万円未満)の工事で実施するのですか？

平成26年4月より、土木一式Bランク工事の2割程度の件数で総合評価落札方式を試行してきました。その結果、総合評価落札方式の試行工事の工事成績は年々上昇し、公共工事の品質確保に一定の効果が認められたため、平成29年6月より、土木一式Bランク工事の2割程度の件数に総合評価落札方式を適用する制度として運用を開始しました。

Q なぜ、舗装工事だけ1千5百万円以上が総合評価落札方式の対象なのですか？

舗装工事については、発注規模が小さく、舗装工事全体のうち、一部でしか総合評価を実施していませんでしたが、令和2年6月から、総合評価の適用範囲を拡大し、舗装工事の更なる品質向上を図ることとしました。

Q 総合評価落札方式により発注された工事における主任技術者の兼務件数は2件までとされていますが、予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事についても適用されますか？

予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものについては兼務件数の規定は適用されません。詳細については、技術調査課ホームページをご確認ください。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html)  
(なお、舗装工事に限らず、専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要な工事については、別途専任要件にかかる兼務規定が適用されます。)

Q 意見聴取の学識経験者とは、どういった方がなっているのですか？

県が設置している総合評価審査委員会では、公共工事に詳しい学識経験者の方や、総合評価落札方式による入札を実施している他の発注機関の方などに、委員をお願いしています。

なお、今後の適正な評価の支障となるため、委員名は非公表としています。

Q 発注者の恣意性が高まるのではないですか？

技術的能力の審査をはじめとした入札契約の過程を公表するとともに、総合評価の評価項目を設定する時や落札者を決定する時に、発注者の恣意性を排除するため、学識経験者の意見を聴くことになっていきます。評価については、透明性、客観性を確保するため数値的な評価を行っており、恣意的に評価ができないようにしています。

また、数値的な評価が行えない場合は、学識経験者により評価を行っていただいています。

Q 総合評価落札方式は、大企業優先にならないですか？

技術提案を求める内容は、工事に応じて、高度な技術力を要するものや、工事の安全対策、きめ細かい地域住民への配慮等様々であり、大規模な企業が必ずしも有利といえるものではありません。

Q 価格逆転で、安い価格で入札した業者が落札者とならないケースもあり、効率性に繋がらないのではないですか？

総合評価落札方式は価格のみの調達ではなく、品質と価格において総合的に優れた者を落札者とする方式であり、業者からの技術提案を実施すること等により、結果としてトータルコストとして優れた調達ができるものと考えています。

Q なぜ、「県産品・リサイクル製品」を総合評価の項目としているのですか？  
品質確保と関連があるのですか？

県産品・リサイクル製品の積極利用については、県の施策として県産品・リサイクル製品の利用拡大を図ることを目的に項目としています。

これにより、県産品・リサイクル製品の積極利用が総合評価により評価されることとなり、県産品等活用のインセンティブになると考えています。

また、平成23年4月より、過去の実績により加点評価された企業のみでなく、受注のない企業にも受注機会を確保するため、県産品等をこれから導入しようとする場合も、加点評価を認めており、現在は、以下の①～③のいずれかに該当すれば1点の加点を行っています

①工事成績で認められた県産品等の使用実績が過去3年間に5件以上あれば1点の加点

②工事成績で認められた県産品等の使用実績が過去1年間に1件以上あれば1点の加点

③過去において県産品等の使用実績を認められていない企業は、当該申請に係る工事において、仕様書に明記していない県産品等を一品目全数使用を提案すれば、1点の加点評価を認めます。

(ただし、落札後に実際の工事で、提案を実施しない際はペナルティーがあります)

Q 「県産品・リサイクル製品」の項目は、どのように評価するのですか？

工事完成時の工事成績評定の中で、「県産品・リサイクル製品」の積極利用について評価しており、この工事件数により評価しているのに加え、平成23年4月から、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用を提案した場合も評価しています。

Q 「県産品・リサイクル製品」の項目で、「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用」の提案がない場合でも、提案様式「県産品、リサイクル製品の積極利用(その1)(その2)」の両方の提出が必要ですか？

当該提案がない場合においても、必ず提案様式(その1)(その2)の両方を提出して下さい。

なお、提案様式(その1)(その2)の両方の提出がない場合は、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領第12条第1項(2)により失格となります。

Q 仕様書に県産品と明記していない資材を県産品等で全数使用した場合に、なぜけんさんびん登録の同意書が必要なのですか？

総合評価落札方式で、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品使用し加点された県産品が、けんさんびん登録されていない場合には、当該資材を広く周知し、他の工事においても活用いただけるよう、けんさんびん登録していただくことにしています。このため、このような場合に提案された県産品については、入札における技術提案の提出時に、製造事業者からけんさんびん登録に対する同意書を提出いただいています。

なお、総合評価の審査が完了し、当該製品が加点対象となった場合には、県から製造事業者あてけんさんびん登録予定資材の認定通知を行うので、速やかにけんさんびん登録申請を行ってください。

Q 「県内開発建設技術」の項目を設定している工事で、「県内開発建設技術を1品目全数使用」の提案がない場合でも、提案様式「県産品、リサイクル製品の積極利用(その3)(その4)」の両方の提出が必要ですか？

当該提案がない場合においても、必ず提案様式(その3)(その4)の両方を提出して下さい。

なお、提案様式(その3)(その4)の両方の提出がない場合は、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領第12条第1項(2)により失格となります。

Q 「県内開発建設技術」の項目の「県内開発建設技術を1品目全数使用」の提案について、県内開発建設技術で設計積算されている工事において当該技術を使用する場合でも、技術提案が必要ですか？

県内開発建設技術で設計積算されている工事において当該技術を使用する場合であっても、技術提案して下さい。提案されない場合は、加点されません。

Q なぜ、「継続教育(CPD)の取り組み状況」を総合評価の項目としているのですか？

継続教育(CPD)は、技術者が資格取得後においても常に最新の知識や技術を習得することを目的とした取り組みであり、公共工事の品質向上を図ることを目的に項目としています。

Q どうすれば、「継続教育(CPD)の取り組み状況」で評価されるのですか？

建設系CPD協議会の各加盟団体が推奨するユニット数を満たし、各団体が発行する継続教育の証明書があれば評価されます。

ただし、証明期間の最終日については、入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限りです。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであることとしています。

また、対象となる工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する継続教育をより高く評価します。

Q 標準型における「具体的な技術提案」の評価結果は、教えてもらえるのですか？

平成21年2月から、入札者から提出された「具体的な技術提案」の評価された内容について、当該入札者から求めがあった場合、口頭で回答していました。

なお、平成22年6月からは、総合評価を行った入札者へ当該入札者の提案内容で、評価された部分を赤字で囲い、文書で通知しています。

Q 他社の技術提案を教えてもらえないのですか？

技術提案は、企業のノウハウ等を記述したものであることから、他社に公開することにより、当該企業の利益を害する恐れがあるため、教えることはできません。

Q 技術提案の履行確認は徹底されているのですか？

公共工事の品質向上のため、発注者として技術提案の履行確認を徹底することとしています。

なお、技術提案による施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行うこととしています。

## 10 設計・積算

Q 積算単価は、どのように決定されていますか？

積算単価には、資材単価・労務費単価・市場単価・土木工事標準単価があります。

このうち、資材単価は、県独自の資材単価調査、国からの単価及び物価資料(『積算資料』・『建設物価』)からの引用により決定しています。また労務費単価は、毎年全国一斉に国土交通省・農林水産省が合同で調査し決定しています。

市場単価及び土木工事標準単価は、国からの単価および物価資料からの引用により決定しています。

Q 積算単価の改定頻度はどうなっていますか？

積算単価のうち、国からの単価及び物価資料から引用している単価については、毎月改定します。

県独自の資材単価調査により決定している単価については、6ヶ月に1回改定していましたが、主要な基礎資材である生コン・アスファルト・骨材については、平成21年1月から調査の頻度を増やし改定しています。

労務費単価については、年1回、4月に改定します。ただし、労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させるため、平成26年度より10年連続で1～2ヵ月前倒しで改定しています。

Q 工事が分割発注された場合、諸経費はどうなりますか？

原則として、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行いません。

このことにつきましては、平成20年12月に各発注機関等に周知徹底したところです。

Q 現在施工している現場の近接で、発注された工事を受注した場合、諸経費はどうなりますか？

近接という利点を活かし応札した工事と考えられますので、諸経費の調整は行いません。

## 11 工事成績評定

Q 工事成績を重視する方針のようですが、検査員によって成績の付け方が違えば、不公平となるのではないですか？

工事評定は、「工事成績評定要領」という基準に基づいて行っていますので、公正に実施されていると考えています。また、平成25年4月から県土整備部及び農林水産部の検査室を統合して「検査・技術支援課」を設置し、より適正な評価に努めています。

なお、「工事成績評定要領」は、県のホームページで公表していますし、第3編資料編にも掲載していますので、ご覧ください。



Q 工事成績評定に疑問がある場合は、どうすればいいのですか？

工事成績評定結果通知書により通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に、書面により、工事発注機関に対して説明(窓口は建設部副部長)を求めることが出来ます。

## 12 優良工事表彰

Q 優良工事表彰の対象要件は何ですか？

和歌山県と請負契約を締結した建設工事の内、最終請負金額が1500万円以上で、工事成績評定の評定点が75点以上の工事が対象となります。ただし、他工事で65点未満の評定があるなど、表彰にふさわしくない事例があれば対象にはなりません。

Q 優良工事表彰の受賞者には、どのようなメリットがありますか？

入札参加資格審査において、地方基準点として工事成績評定点が75点以上で30点の加点、受賞で更に30点の加点となり、合計60点が加点されます。

総合評価において、入札参加が県内業者に限定される標準型では、技術者の評価として活用されます。

また、優良工事表彰については、技術調査課のホームページに掲載すると共に、各発注機関においても、この表彰を受賞された建設業者を紹介する掲示を行っています。

## 13 けんさんびん登録制度

Q けんさんびんにはどのようなものがありますか？

けんさんびんには県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術、県産認定リサイクル製品があります。県産品建設資材や県土保全環境技術には生コンクリートやアスファルトコンクリート等の汎用品から紀州材を使用した特殊な資材等845品目があります。また県産新工法には県内の建設業者等が中心となって開発した15工法があります。

和歌山県けんさんびん登録制度への登録されている県産品については、けんさんびんリストを和歌山県ホームページに掲載していますのでご覧ください。

Q 県産品を使うとどのようなメリットがありますか？

工事成績評定において加点評価されるとともに、総合評価落札方式においても、過去の施工工事の県産品使用や当該工事において、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品等で全数使用した場合など「県産品の積極利用」の項目において、加点評価するなど活用されています。

なお、総合評価落札方式で、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品使用し加点された県産品が、けんさんびん登録されていない場合には、当該資材を広く周知し、他の工事においても活用いただけるよう、けんさんびん登録していただくことにしています。

## 14 県内開発建設技術登録制度

Q 既存のけんさんぴん登録制度とどこが異なるのですか？

けんさんぴんは、県内の景気浮揚や雇用の確保を目的に県外の業者が開発した製品でも、県内の工場  
で製造されているものであれば対象としています。

県内開発建設技術は、県内企業が開発したもののみを対象としており、県内企業が開発した製品等をさ  
らに評価することで、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図っていくこととしています。

## 15 営業所調査

Q 営業所の実態がない場合とはどのような意味ですか？

営業所が全く存在しなければ、当然に許可は取消しとなります。

しかし、いわゆるペーパーカンパニーと言われるような営業実態の乏しい営業所でも、最低限の外形的要件は備えていることが多く、このような場合、建設業許可の取消までは困難です。しかし、このような実態の乏しい建設業者は、県工事の契約の相手方として不相当であると考えますので、建設業の許可標識不掲示、郵便物不達、常時転送電話、常時営業所に専任技術者の不在などの場合は、改善を指導し、改善されない場合は、改善されるまで、格付けを一時取り消すこととしています。

Q 営業所調査により、ペーパーカンパニー等の排除はできるのですか？

営業所の実態調査に加え、外注費比率や技術者の在籍状況によるランクダウン制度などもありますので、営業実態の伴わない建設事業者は県工事の入札に参加できなくなるものと考えております。

## 16 中間前金払制度と融資制度

Q 中間前金払と部分払の併用はできますか？

中間前金払と部分払の併用は可能です。ただし、部分払を受けた後に中間前金払を請求することはできません。

Q 地域建設業強化融資制度を利用するにあたり、助成制度はありますか？

出来高査定費用や金利について助成を受けることができる場合がありますので、詳細は融資に関する相談窓口である事業共同組合等へお問い合わせください。

なお、組合等については、下記の(一財)建設業振興基金ホームページをご覧ください。

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

